

千葉県報

号外
令和7年7月22日

主要目次

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数

一

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和七年七月二十二日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇五、五五一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五九、六九一人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区 一六、二二二人
千葉市中央区選挙区 六一、〇一一人

千葉市花見川区選挙区	四九、八〇五人
千葉市稲毛区選挙区	四四、四三四人
千葉市若葉区選挙区	四一、二五六人
千葉市緑区選挙区	三五、七四五人
千葉市美浜区選挙区	四一、八六九人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	一九、〇九一人
館山市選挙区	一二、七四〇人
木更津市選挙区	三八、〇二一人
野田市選挙区	四二、八七三人
茂原市選挙区	二四、七六七人
成田市選挙区	三五、四〇二人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五三、五九三人
東金市選挙区	一五、九〇九人
旭市選挙区	一七、三三二人
習志野市選挙区	四八、四八一人
柏市選挙区	一二〇、七六七人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	一九、一三七人
市原市選挙区	七五、五四四人
流山市選挙区	五六、八四五人
八千代市選挙区	五六、六五八人
我孫子市選挙区	三七、三二八人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二〇、八二〇人
鎌ヶ谷市選挙区	三一、一三六人
君津市選挙区	二二、九一〇人
富津市選挙区	一一、八二六人
浦安市選挙区	四八、一八九人
四街道市選挙区	二六、一〇九人
袖ヶ浦市選挙区	一八、一四七人
八街市選挙区	一八、六〇九人
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、九一八人
白井市選挙区	一七、一一二人
富里市選挙区	一三、三七六人
匝瑺市選挙区	九、五五一人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二五、五一六人
山武市・山武郡選挙区	二五、九〇一人
大網白里市選挙区	一三、七〇二人

購読料

本号

一部

六円

発行者

千葉県中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県

〇四三（二二三）二六五八

四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

市川市選挙区 一三五、五五一人

船橋市選挙区 一五六、六七八人

松戸市選挙区 一三六、〇三九人